

今後の進め方について(案)

指針は感染症法に基づき以下の事項を含むものとなる。今後、こちらの事項について、数回に分けて検討してはどうか。

- 1.原因の究明
- 2.発生の予防及びまん延の防止
- 3.医療の提供
- 4.研究開発の推進
- 5.国際的な連携
- 6.その他

※予防接種法における「個別予防接種推進指針」も兼ねる。現在、特定感染症予防指針を策定しているのは、性感染症、後天性免疫不全症候群、インフルエンザ、結核、麻しんの5疾病。うち予防接種法における「個別予防接種推進指針」を兼ねているものは、インフルエンザ、結核、麻しんの3疾病。

今後のスケジュールについて(案)

平成25年
9月2日
平成25年
9月30日

2月頃

年度内

平成26年
4月

予防接種基本方針部会及び感染症部会の下に「風しんに関する小委員会」を設置



指針の策定の検討開始(第1回小委員会)

以後、小委員会を数回開催(5回～6回程度)



予防接種基本方針部会及び感染症部会に報告



予防接種基本方針部会及び感染症部会で審議



パブリックコメント実施



指針の告示

適用